

現金宅配サービス利用約款

第1条（契約の成立）

本契約は、利用者が「現金宅配サービス利用申込書」により申込み、当組合が当組合所定の手続を経て承諾したときに成立するものとします。

第2条（契約期間）

契約期間は「現金宅配サービス利用申込書」記載の申込日から1年間とします。

ただし、利用者または当組合から解約の申し出がない場合には、更に1年間延長されることとし、その後も同様とします。

第3条（利用の資格）

本サービスが利用できるのは、当組合店舗の窓口が廃止された地域の方を対象とします。

第4条（利用の種類）

本サービスの利用口座は、普通貯金（総合口座含む）、貯蓄貯金とします。

第5条（宅配の手数料）

利用者は当組合所定の手数料および手数料額にかかる消費税相当額を、当組合に支払うこととします。

第6条（宅配の受付）

宅配の受付は、電話またはファックスとし、営業日の9時から16時30分までとします。

第7条（宅配日）

原則、月2回までとし、宅配日は宅配の受付の翌営業日以降の営業日とします。

なお、宅配時間は9時から15時までの間とします。

第8条（宅配金額）

宅配金額は、宅配の受付時の申込金額とします。

ただし、50万円を限度とし、1万円単位とします。

第9条（宅配場所）

宅配場所は、「現金宅配サービス利用申込書」記載の申込者住所とします。

ただし、当組合が承諾した場合は利用者の指定する場所に宅配することができるものとします。

第 10 条（宅配金の受取人）

宅配金の受取人は、利用者本人に限るものとします。

ただし、代理受取人を指定している場合には、代理受取人とすることもできます。この場合、代理受取人の署名捺印を徴求いたします。

第 11 条（宅配金の受取手続）

利用者は、各宅配時において、貯金通帳の提示および宅配金額その他必要事項を記入した払戻請求書を署名・届出印押印のうえ引渡すとともに、当組合所定様式の「現金宅配金受取帳」に署名捺印するものとします。

第 12 条（不在時の処理）

（1）不在時の持ち帰り

宅配時に受取人が不在のため、宅配日中に宅配ができなかった場合には、宅配金を「現金宅配サービス利用申込書」記載の貯金口座に入金処理を行うものとします。

（2）再宅配

前項により宅配金を持ち帰った場合には、再宅配はいたしません。

第 13 条（残高不足時の処理）

「現金宅配サービス利用申込書」記載の貯金口座から宅配申込金額が払戻しできない場合には、当組合は利用者には連絡のうえ、当該払出しをとりやめるものとします。

第 14 条（災害等による免責）

災害・事変・交通事故等のやむを得ない事由により、宅配が不能または遅延した場合には、これによって生じた損害について、当組合はいっさいの責任を負わないものとします。

第 15 条（申込み内容の変更）

利用者は、「現金宅配サービス利用申込書」記載の内容を変更する場合には、当組合に通知の上、新たに「現金宅配サービス利用申込書」を提出するものとします。新たな「現金宅配サービス利用申込書」の提出により本契約は終了し、新たに提出された「現金宅配サービス利用申込書」記載の契約が締結されるものとします。

第 16 条（解約）

（1）利用者からの解約

利用者は、本サービスの解除をする場合には、当組合所定様式「現金宅配サービス解約申込書」に必要事項を記載の上、当組合に提出するものとします。

（2）利用者の死亡、後見・保佐・補助開始による解約

利用者が死亡、または後見・保佐・補助開始の審判がなされた場合には、当然に本サー

ビスは解約されるものとします。

(3) 貯金口座解約による当然解約

「現金宅配サービス利用申込書」記載の貯金口座が解約された場合、当然に本サービスも解約されるものとします。

(4) 当組合からの解約

住所変更の届出を怠るなど、利用者の責めに帰すべき事由によって、当組合において利用者の所在が不明となった場合等、当サービスの提供が困難であると当組合が判断した場合、当組合はいつでも本サービスを解除できるものとします。

(5) サービスの終了

当組合は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に当組合所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても、本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

第 17 条（貯金規定の準用）

本約款に定めのない事項については、普通貯金規定（または総合口座取引規定）または貯蓄貯金規定により取扱うものとします。

第 18 条（約款の変更）

(1) この契約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この約款の各条項は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 19 条（指示事項および協議事項）

当サービスの取扱いにあたっては、本約款によるほか当組合の定めるところにより行うものとします。なお、これらに疑義が生じたときには、利用者と当組合が協議して決定するものとします。

以 上

島 根 県 農 業 協 同 組 合
(令和 3 年 4 月 1 日)